給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１４号

札幌市北区新琴似１条２丁目10番14号
再生債務者　福井　英範
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月１日まで
平成28年３月４日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１５号

札幌市南区澄川６条10丁目３番１号　緑ケ丘マンション２号
再生債務者　白澤太紀朗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月１日まで
平成28年３月４日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１号

福岡県行橋市行事３丁目29番62―305号
再生債務者　村坂　昭二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月４日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２７年（再ロ）第１００３６号

東京都江東区大島８―21―13―209
再生債務者　鈴木　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年３月１日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項の規定に基づき公告します。
平成28年３月14日
東京都千代田区内神田１丁目２番２号
日本食鳥鶏卵産業厚生年金基金
清算人　横山　　守

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年３月１日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第73号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条の規定に基づき次のとおり公告します。
１．清算人氏名　横山　　守
２．住所　東京都千代田区内神田１丁目２番２号
平成28年３月14日
日本食鳥鶏卵産業厚生年金基金

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年３月１日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第73号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成28年３月14日
大阪府大阪市阿倍野区王子町１丁目４番28号
西日本自転車厚生年金基金
代表清算人　奥野　英俊

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年３月１日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第73号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　奥野　英俊
２．住所　大阪府阪南市箱作100番地の１
平成28年３月14日
西日本自転車厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十二月十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二八三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月二十六日
掲載頁　五十三頁（号外第二四三号）
平成二十八年三月十四日
東京都新宿区津久戸町一番八号
（甲）株式会社イーピーミント
代表取締役　田代　伸郎
東京都新宿区西新宿二丁目四番一号
（乙）株式会社総合臨床サイエンス
代表取締役　川窪　晃己

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしましたので公告します（第一合併）。
また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。
第一合併及び第二合併の効力発生日はいずれも平成二十八年四月十五日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく主総会の決議を行使することができる株主全員の同意）及び乙の総社員の同意は平成二十八年二月二十九日に終了しております。また、丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び丙の最終貸借対照表は左記のとおりです。乙の計算書類の公告はありません。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十八年三月十四日
掲載頁　二頁
（丙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十八年三月十四日
掲載頁　二頁
平成二十八年三月十四日
東京都新宿区北新宿二丁目二一番一号新宿フロントタワー
（甲）シャイアー・ジャパン株式会社
代表取締役　グレン・アンドリュー・スノハラ
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号新宿パークタワーN三〇階
（乙）NPS Pharma Japan合同会社
代表社員　シャイアー・ジャパン株式会社
職務執行者　グレン・アンドリュー・スノハラ
東京都新宿区西新宿三丁目七番一号新宿パークタワーN三〇階
（丙）NPS Pharma Japan株式会社
代表取締役　グレン・アンドリュー・スノハラ